

# 宇検村 障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

## 【概要版】

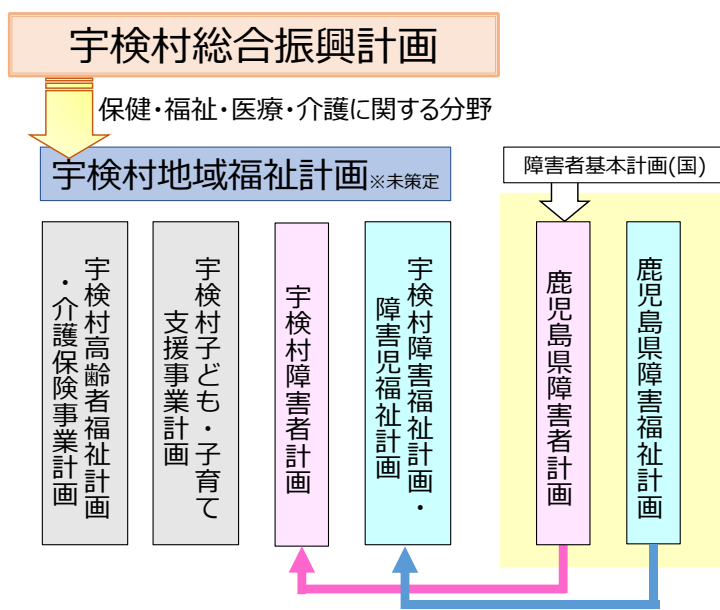
### 計画策定の趣旨

宇検村（以下、本村という）では、平成30年3月に第3期となる「宇検村 障害者計画」を策定し、障害のある人のための施策を推進してきました。また、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害福祉計画においては、平成19年3月の第1期宇検村障害福祉計画の策定以来、通算5期にわたって策定してきました。障害児福祉計画においては、平成30年3月に第1期宇検村障害児福祉計画を策定以来、通算2期にわたって策定しています。これらの計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえた上で、令和6年度から令和8年度末に向けて、障害者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「宇検村 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

### 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」は、障害のある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

さらに、国の「障害者基本計画」、鹿児島県の「鹿児島県障害者計画（第5次）」、「第7期障害福祉計画」を踏まえるとともに、「第6次宇検村総合振興計画」及び関連分野の各計画との連携・調整を図っていきます。



### 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期障害者計画 (平成30年度～令和5年度の6年間)			第4期障害者計画 (平成6年度～令和11年度の6年間)					
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

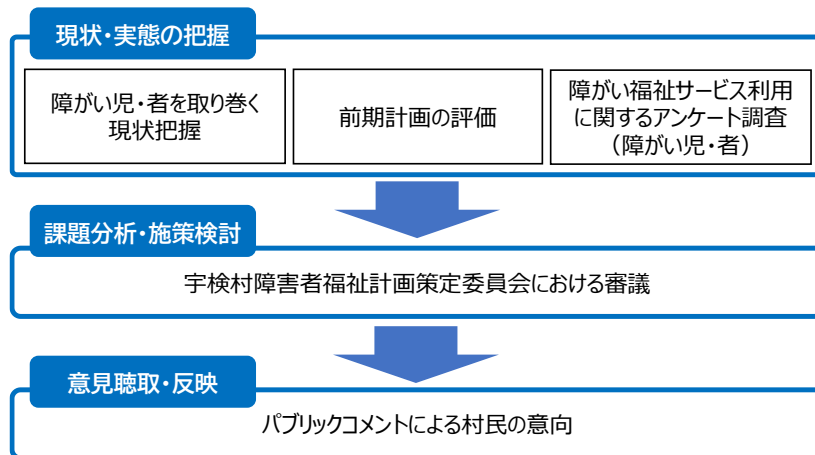
## 計画の策定体制

計画策定にあたっては、アンケート調査等を行い、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料として活用しながら、奄美地区自立支援協議会との連絡・調整を図り策定しました。

また、アンケート調査結果や村の施策の実施状況などを基に、地域の代表者で構成された宇検村障害者福祉計画策定委員会において、本計画素案等の検討、審議を行いました。

- (1) 宇検村障害者福祉計画策定委員会における審議
- (2) アンケート調査の実施
- (3) パブリックコメント
- (4) 奄美地区自立支援協議会による連絡・調整

<本計画の策定経過>



## 障害者計画の基本理念等

基本的視点

住民の自分らしい  
生き方を支える村づくり

障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように障害に関する理解の促進や障害者との交流の場づくりなど、周囲の理解と支援を充実していくことが必要です。また、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために必要な便宜を行う、合理的配慮が提供されることが求められています。

本村に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるむらづくりを推進するため、以下の基本理念を定めます。

## 基本的視点

### ① 障害を理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障害者団体等との連携を図りながら、村民や事業者・事業主の理解の下、障害を理由とする差別の解消を図ります。

### ② 地域社会における共生等

すべての障害者は、障害のない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、村民一人ひとりが障害について理解を深めることを推進するとともに、障害者施策の実施を図ります。

### ③ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障害者の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### ④ 当事者本位の総合的な支援

障害者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

### ⑤ 障害特性等に配慮した支援

性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

### ⑥ アクセシビリティの向上

障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

### ⑦ 総合的かつ計画的な取組の推進

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障害者施策を実施します。

## 施策体系図

# 住民の自分らしい生き方を支える村づくり

### 1. 生活環境の整備

(1) 人にやさしい福祉のむらづくり

(2) 防災・防犯対策等の充実

### 2. 情報・コミュニケーション

(1) 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

(2) 意思疎通支援の充実

### 3. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

### 4. 生活支援

(1) 意思決定支援の推進

(2) 相談支援体制の充実

(3) 福祉サービスの充実

(4) 社会参加の促進

(5) スポーツ・文化活動への参加促進

(6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

### 5. 保健・医療

(1) 障害の原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

(2) 医療体制の充実

(3) 福祉・保健・介護・医療の連携

### 6. 教育・育成

(1) 就労前児童への支援

(2) 学校教育の充実

(3) 切れ目ない支援体制の整備

### 7. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 一般就労支援施策の充実

(2) 一般就労が困難な障害者への就労支援

(3) 経済的自立の支援

### 8. 行政サービス等における配慮

(1) 障害及び障害者への理解の促進

(2) 選挙等における配慮

### 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

#### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

#### ③ 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

## ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## ⑥ 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

## ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。



【宇津町イメージキャラクター】  
ウーケン

## 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

### 1. 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス				
種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	30	40	40
	人/月	2	2	2
(2) 日中活動系サービス				
種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	250	250	250
	人/月	12	12	12
就労選択支援	人/月		1	1
就労移行支援	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労継続支援 (A)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
就労継続支援 (B)	人日/月	360	360	360
	人/月	25	25	25
短期入所 (福祉型)	人日/月	3	10	10
	人/月	1	2	2
(3) 居住系サービス				
種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	10	10	12
施設入所支援	人/月	11	10	10
(4) 相談支援				
種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	3	3	3
地域移行支援	人/月	0	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

### 2. 障害児支援に関するサービスの必要な量の見込み

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	30	20	20
	人/月	3	2	2
放課後等デイサービス	人日/月	10	15	15
	人/月	2	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	5	5	5

# 地域生活支援事業の必要な量の見込

## 地域生活支援事業とは

障害者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に事業を実施します。

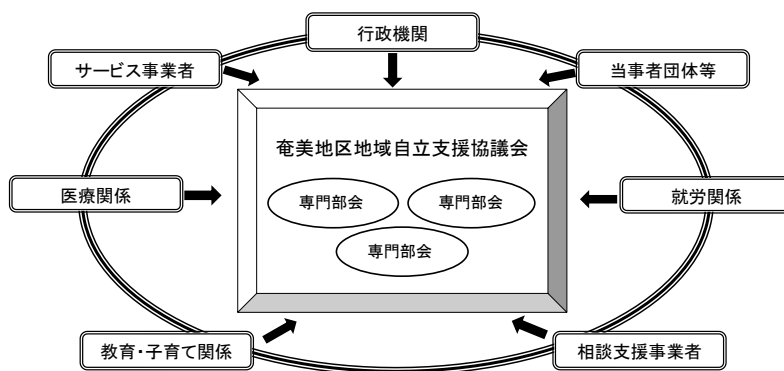
この事業は、障害者の福祉の増進を図るとともに、すべての村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

なお、地域生活支援事業には、必ず実施する必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業があります。

名称	実施事業		見込み			
			令和6年	令和7年	令和8年	
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
	(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
	(3) 相談支援事業	ア) 障害者相談支援事業	実施事業所数(か所)	2	2	2
		イ) 基幹相談支援センター/基幹相談支援センター等強化事業	設置の有無	有	有	有
		ウ) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無
	(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用人数(人/年)	0	0	0	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
	(6) 意思疎通支援事業	実設置者数(人/年)	0	0	0	
	(7) 手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人/年)	0	0	0	
	(8) 移動支援事業	実利用者数(人/年)	0	0	1	
		延べ利用時間(時間/月)	0	0	8	
	(9) 日常生活用具給付事業	ア) 介護・訓練支援用具		1	1	1
		イ) 自立生活支援用具		1	1	1
		ウ) 在宅療養等支援用具		2	2	2
エ) 情報・意思疎通支援用具			1	1	1	
オ) 排泄管理支援用具			60	60	60	
カ) 居宅生活動作補助作業(住宅改修)			1	1	1	
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	実施個所数(か所)		1	1	1	
	実利用者数(人/年)		1	1	1	
任意事業	(1) 福祉ホーム事業	利用者数(人/月)	0	0	0	
		延利用者数(人日/年)	0	0	0	

## 障害者を支える体制づくり

【奄美地区市域自立支援協議会の組織図(イメージ図)】



宇検村 障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画【概要版】

令和6年3月

発行・編集 宇検村保健福祉課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915 番地

TEL 0997-67-2212 FAX 0997-67-2262